

伊勢市公報

第447号
令和6年6月20日
木曜日

目次

	頁
告 示	
○ 令和6年度国民健康保険料率について	2
○ 令和6年度補正予算の要領について	6
○ 市議会定例会の招集について	10
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 廃物として認定しない放置自動車について	14
○ 廃物として認定しない放置自動車について	15
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	16
選挙管理委員会告示	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	17
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	18
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	19
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	20
○ 公示送達	21
○ 公示送達	22
○ 公示送達	23
○ パブリックコメントの実施について	24
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	27
公 表	
○ 令和5年度における公文書の公開等に係る実施状況について	28

伊勢市告示第128号

令和6年度分国民健康保険料について、伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）第14条第1項、第18条の5第1項及び第18条の14第1項の保険料率並びに第22条第1項各号、同条第3項及び同条第4項において準用する同条第1項各号に定める額を、次のとおり決定しましたので、同条例第14条第3項（第22条第2項において準用する場合を含む。）、第18条の5第3項（第22条第3項において準用する場合を含む。）及び第18条の14第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

令和6年6月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 国民健康保険条例第14条第1項の保険料率

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割 | $\frac{6.10}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 22,900円 |
| (3) 世帯別平等割 | |
| 特定世帯以外の世帯 | 15,400円 |
| 特定世帯 | 7,700円 |
| 特定継続世帯 | 11,550円 |

2 国民健康保険条例第18条の5第1項の保険料率

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割 | $\frac{3.29}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 11,600円 |
| (3) 世帯別平等割 | |

特定世帯以外の世帯 8,000円

特定世帯 4,000円

特定継続世帯 6,000円

3 国民健康保険条例第18条の14第1項の保険料率

(1) 所得割 $\frac{3.07}{100}$

(2) 被保険者均等割 12,400円

(3) 世帯別平等割 6,000円

4 国民健康保険条例第22条第1項第1号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 16,030円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額

特定世帯以外の世帯 10,780円

特定世帯 5,390円

特定継続世帯 8,085円

5 国民健康保険条例第22条第1項第2号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 11,450円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額

特定世帯以外の世帯 7,700円

特定世帯 3,850円

特定継続世帯 5,775円

6 国民健康保険条例第22条第1項第3号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 4,580円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額

特定世帯以外の世帯 3,080円

特定世帯 1,540円

特定継続世帯 2,310円

7 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第1号ア

及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 8,120円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額

特定世帯以外の世帯 5,600円

特定世帯 2,800円

特定継続世帯 4,200円

8 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第2号ア

及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 5,800円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額

特定世帯以外の世帯 4,000円

特定世帯 2,000円

特定継続世帯 3,000円

9 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第3号ア

及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 2,320円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額

特定世帯以外の世帯 1,600円

特定世帯 800円

特定継続世帯 1,200円

10 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第1号ア

及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 8,680円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 4,200円

11 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第2号ア

及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 6,200円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 3,000円

12 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第3号ア
及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 2,480円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 1,200円

伊勢市告示第 129 号

令和 6 年 5 月 20 日に専決処分をした令和 6 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 6 年 6 月 5 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

令和 6 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,329,886 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、56,278,886 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 歳 入

[illegible]

伊勢市告示第 130 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 6 年 6 月 10 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 招集の日時 令和 6 年 6 月 17 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 131 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
明野第四自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 6 年 6 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 横 山 幸 恵

伊勢市小俣町明野 476 番地 5

変更後 井 上 正

伊勢市小俣町明野 284 番地 7

伊勢市告示第 132 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
六軒屋自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 6 年 6 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 南 吉 浩

伊勢市小俣町相合 1087 番地

変更後 上 田 敏 幸

伊勢市小俣町相合 1257 番地 10

伊勢市告示第 133 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下小俣自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 6 年 6 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 藤 原 治

伊勢市小俣町元町 1203 番地 2

変更後 中 山 憲 一

伊勢市小俣町元町 1224 番地

伊勢市告示第 134 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 3 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

令和 6 年 6 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	1			
警 告 書 は り 付 け 日	令和 5 年 2 月 6 日			
放 置 場 所	伊勢市二見町茶屋 147 番地 二見総合駐車場			
移 動 し た 日 時	令和 6 年 5 月 8 日 午前 9 時			
保 管 を 始 め た 日 時	令和 6 年 5 月 8 日 午前 9 時			
保 管 の 場 所	伊勢市二見町茶屋 420 番地 1 伊勢市二見総合支所			
放置自動車の形態等	メーカー名	ホンダ	塗 色	白
	車 名	ライフ	自動車登録番号	三重 580 ふ 1763
	型式・種別	LA-JB 1	車 台 番 号	JB 1 - 8027026

2 申出先 伊勢市二見総合支所生活福祉課地域振興係

(電話) 0596-42-1111

伊勢市告示第 135 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 3 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

令和 6 年 6 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号		2		
警 告 書 は り 付 け 日		令和 5 年 2 月 6 日		
放 置 場 所		伊勢市二見町茶屋 147 番地 二見総合駐車場		
移 動 し た 日 時		令和 6 年 5 月 8 日 午前 9 時		
保 管 を 始 め た 日 時		令和 6 年 5 月 8 日 午前 9 時		
保 管 の 場 所		伊勢市二見町茶屋 420 番地 1 伊勢市二見総合支所		
放置自動車の形態等	メーカ一名	三菱	塗 色	白
	車 名	ミニカ	自動車登録番号	三重 480 と 5904
	型式・種別	GBD－H42V	車 台 番 号	H42V－1301116

2 申出先 伊勢市二見総合支所生活福祉課地域振興係

(電話) 0596-42-1111

伊勢市教育委員会告示第 8 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 6 年 6 月 4 日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

記

1 日 時 令和 6 年 6 月 10 日（月）午後 7 時 00 分

2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室

3 会議に付する事件

議案第27号 令和 6 年度教育関係補正予算（第 3 号）について

議案第28号 令和 6 年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・
評価」報告書について

議案第29号 図書館協議会委員の任命について

議案第30号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について

伊勢市選挙管理委員会告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 6 年 6 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2, 048 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17, 062 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

34, 124 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 102, 371 人

伊勢市農業委員会告示第7号

伊勢市農業委員会第222回総会を次のとおり招集します。

令和6年6月6日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和6年6月14日（金）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御薊公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 14 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 6 年 6 月 14 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 6 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 6 年 7 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
辻久留 2 丁目及び二俣 3 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 43 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 6 年 6 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 44 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）・配当計算書（謄本）・充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 6 月 5 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 45 号

公 示 送 達

下記の者の差押解除通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 6 月 5 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 46 号

公 示 送 達

下記の者の差押解除通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 6 月 7 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の名称及び住所

名 称	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 47 号

（仮称）伊勢市郷土資料館基本構想・基本計画を策定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり（仮称）伊勢市郷土資料館基本構想・基本計画（案）を公表します。

なお、（仮称）伊勢市郷土資料館基本構想・基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 6 年 6 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

（仮称）伊勢市郷土資料館基本構想・基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のウェブサイトに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 情報戦略局文化政策課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御薮総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和 6 年 6 月 10 日（月）

至 令和 6 年 7 月 9 日（火）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、1 の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「（仮称）伊勢市郷土資料館基

本構想・基本計画（案）」に対する意見として、伊勢市情報戦略局文化政策課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市情報戦略局文化政策課 伊勢市役所本庁舎東館 4 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 文化政策課

ファクシミリ 0596-21-0424

電子メール bunka@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://logoform.jp/form/Ezfd/604221>

(3) 意見の提出期限

令和 6 年 7 月 9 日（火）【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市情報戦略局文化政策課 電話 0596-22-7884

伊勢市公告第 48 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、豊西まちづくりの会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 6 年 6 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 森 内 法 昭

変更後 佐々木 源 武

伊勢市情報公開条例（平成 17 年伊勢市条例第 19 号）第 20 条の規定に基づき、令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における公文書の公開等についての実施状況を、次のとおり公表します。

令和 6 年 6 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公文書公開請求の状況

令和 5 年度における公文書公開請求件数は、96 件でした。

(単位：件)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
請求	5	16	18	5	7	14	6	6	5	5	3	6	96

2 公文書公開請求の実施機関別状況

令和 5 年度の公文書公開請求の実施機関別状況については、市長 73 件、教育委員会 14 件、消防長 9 件でした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名（市長部局以外）	件数
市長	検査室	2	教育委員会	14
	課税課	2	消防長	9
	資産経営課	1		
	市民交流課	1		
	戸籍住民課	4		
	福祉総務課	1		
	福祉総合支援センター	1		
	保育課	1		
	農林水産課	1		
	監理課	5		
	都市計画課	7		
	基盤整備課	4		
	維持課	20		
	用地課	13		
	上下水道総務課	4		
	上水道課	1		
	下水道建設課	4		
	二見生活福祉課	1		
計 18課等		73	計	23
合 計				96

3 公文書公開請求の決定状況

(1) 決定状況

公文書公開請求に対するその決定状況は、公開 36 件、部分公開 26 件、請求却下 22 件、取下げが 14 件でした。

なお、1 件の請求に対して複数の決定をする場合があったので、請求件数より多くなっています。

(単位：件)

区 分	請 求	公 開	部分公開	非公開	請求却下	拒否	小計	取下げ	合計
件 数	96	36	26	0	22	0	84	14	98

(2) 部分公開・非公開・請求却下理由別内訳

部分公開、非公開又は請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1 件の請求に対して複数の理由のものがありました。

(単位：件)

理 由	部分公開	非公開	請求却下等	合計
個人情報（条例第 9 条第 1 号）	19	0		19
法人等情報（条例第 9 条第 2 号）	9	0		9
公共の安全、秩序維持情報（条例第 9 条第 3 号）	3	0		3
意思形成過程情報（条例第 9 条第 4 号）	0	0		0
事務事業の執行情報（条例第 9 条第 5 号）	0	0		0
請求拒否（条例第 12 条）			0	0
請求対象とならない公文書			0	0
公文書特定不可能			0	0
公文書不存在			22	22
合 計	31	0	22	53

4 審査請求の処理状況

公文書の公開請求に対し、実施機関が行う諾否の決定に対し、審査請求ができるようになっていますが、令和 5 年度はありませんでした。

5 その他の処理状況

令和 5 年度に伊勢市情報公開審査会への情報公開制度の運用に関する諮問はありませんでした。